

令和8（2026）年2月27日開催

令和7（2025）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第33回総会議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会 第25期 第33回総会 議事録

- 1 日 時 令和8(2026)年2月27日(金)
- 2 場 所 市役所4階 4-3及び4-4会議室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第4号 農地法第5条許可申請について  
議第5号 農用地利用集積等促進計画案(売買)について  
議第6号 農用地利用集積等促進計画案(貸借)について  
議第7号 農用地利用集積等促進計画案(移転)について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前10時00分

伊比事務局長

これから第33回総会を開催いたします。

この総会は柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

同規則第4条により、会長が議長となりますが、会長が欠席のため、同規則第17条により職務代理者が議長となります。それでは職務代理者、よろしくお願いいたします。

佐藤議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

伊比事務局長

委員数は19人です。欠席は3人。遅参報告はありません。現在の出席委員数は16人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は21人です。

佐藤議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

それでは、6番 内山 正和委員、14番 金子 武彦委員の2人を議事録署名委員に指名します。

佐藤議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、申請番号1から5までの案件が、農地利用最適化推進委員に関する案件でありますので、委員の退席を求めます。

－ 委員退席 －

佐藤議長

事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

議第1号 農地法第3条許可の申請番号1から5について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a当たりの価格、の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 大字南条、田、7,370㎡。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号2 大字南条、外1筆、田、10,834㎡。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号3 大字南条、田、899㎡。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号4 大字南条、田、4,121㎡。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号5 善根、外1筆、田及び畑、1,606㎡。自作地の売買。経営規模拡大。

審査結果を御覧ください。案件である申請番号1から5について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査等を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請番号1から5までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第1号の申請番号1から5までの案件を許可処分と決定いたします。

退席を求めました委員の入室を求めます。

－ 委員入室 －

佐藤議長

委員に退席を求めましたが、議第1号の申請番号1から5までの案件は許可処分と決定いたしました。

続いて、議第1号申請番号6から10までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。

申請番号6から10について、御説明いたします。

申請番号6 西山町鎌田、外2筆、田、6,948 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号7 大字石曾根、田、357 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号8 安田、畑、56 m<sup>2</sup>。自作地の売買。新規就農。

申請番号9 中浜二丁目、外3筆、畑、484.61 m<sup>2</sup>。自作地の売買。新規就農。

申請番号10 宝田、外7筆、田、7,554 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。

審査結果を御覧ください。案件である申請番号6から10について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査等を行いました。審査の結果、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

No.3 安野 検一農業委員

申請番号6について、10a 当たり〇〇円で良いか。

吉田主事

10a 当たり〇〇円と申し上げた。今回の申請は3筆あり、1筆〇〇円ということである。面積を合計すると〇〇m<sup>2</sup>であり、10a 当たりに換算すると〇〇円との申請があった。

No.3 安野 検一農業委員

総額が〇〇円ということか。

吉田主事

そのとおりである。

佐藤議長

他に御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請番号6から10までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第1号の申請番号6から10までの案件を許可処分と決定いたします。

佐藤議長

次に、「議第2号 農地法第4条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書3ページを御覧ください。議第2号 農地法第4条許可申請について、御説明いたします。

申請番号1 土地の所在地、西山町大坪、外1筆、地目及び面積、田、175㎡、畑、16㎡、合計、191㎡。申請事由、物置、駐車場、雪捨て場。農地区分、第2種でございます。

申請地につきましては、申請者が平成20(2008)年頃に物置を建築したほか、駐車場を目的にコンクリートで舗装したことに加え、雪捨て場として整地し、現在も利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の3ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

佐藤議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 茨目、外 1 筆、田、264 m<sup>2</sup>。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、転用計画者を当初計画者から承継者に変更するものです。

議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 安田、外 4 筆、田、2,286 m<sup>2</sup>。送電線新設工事に伴う工事用地のための一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

申請地につきましては、令和 8(2026)年 3 月 31 日を終期として一時転用許可を受けておりますが、本体工事である鉄塔建設において、敷地の地盤が想定より軟弱だったため、建設工事に時間を要したことから、一時転用期間の終期を令和 8(2026)年 9 月 30 日に延長するものです。

なお、鉄塔につきましては、既に建設済みとなっております。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

佐藤議長

議第 3 号の承認案件を承認処分と決定いたします。

佐藤議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 5 ページを御覧ください。

議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 茨目、外 1 筆、田、264 m<sup>2</sup>。一般個人住宅。第 3 種でございます。

議第 3 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連に関連するものです。

申請番号 2 豊町、田、928 m<sup>2</sup>。集合住宅。第 3 種でございます。

申請番号 3 松波一丁目、畑、214 m<sup>2</sup>。物置兼車庫及び家庭菜園。第 3 種でございます。

本件につきまして、共有名義人である譲渡人 2 名の亡き先代が申請地において以前に物置を建築したことから、今回、譲渡人 2 名から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認許可を求めるものです。

譲受人につきましては、申請地の北西側にある住宅を購入済みであり、今後、居住する予定となっております。物置につきましては、車庫としても利用するほか、申請地内の一部を家庭菜園として利用する予定となっております。

申請番号 4 新道、外 2 筆、田、167 m<sup>2</sup>。防災倉庫及び資源物置場。第 3 種でございます。

申請地につきまして、譲受人が以前にコンクリートで舗装し、町内の防災用品を収納するためのコンテナ倉庫 2 棟を設置したほか、資源物置場として利用していることから、今回、譲受人から従前の違反転用状態に係る始末書の提出を受けたうえで追認許可を求めるものです。譲受人につきましては、市から地縁団体の認可を受け、法人格を有しており、申請地を寄附により譲り受け、継続して利用する予定となっております。

申請番号 5 西山町黒部、田、453 m<sup>2</sup>。倉庫及び駐車場。第 3 種でございます。

譲受人につきましては、寝具用品の貸出や販売等を行っている法人であり、柏崎市内には申請地の北東側に営業所があります。営業所の敷地内には物品用の倉庫があり、関係車

両も駐車しておりますが手狭なことから、申請地にコンテナ倉庫 2 棟を設置するほか、関係車両の駐車場として利用する予定となっております。

申請番号 6 野田、田、131 m<sup>2</sup>。天然ガス輸送導管管理設位置確認のための試掘に伴う工事ヤードのための一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

続きまして、議案書 6 ページを御覧ください。

申請番号 7 野田、田、49 m<sup>2</sup>。天然ガス輸送導管管理設位置確認のための試掘に伴う工事ヤードのための一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

申請番号 8 谷根、田、270 m<sup>2</sup>。天然ガス輸送導管付帯施設設備改造工事に伴う工事ヤードのための一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

申請番号 9 東原町、田、4,072 m<sup>2</sup>。貸出車両及び従業員駐車場。第 2 種でございます。借受人につきましては、主に建設用機械や車両の貸出等を行っている法人であり、柏崎市内には申請地の北側に営業所があります。

営業所の敷地内には貸出車両及び従業員の自家用車を駐車しておりますが、今後の事業拡大に当たり、営業所の敷地内での対応が困難なことから、営業所に隣接する申請地を借り受けて利用するものです。

申請地への車両の乗入れについては、北側の営業所から直接出入りすることはせず、西側の市道から普通河川の栄田川に通路を設けて横断する計画であり、市道を管理する市道路維持課、普通河川を管理する市道路河川課、法定外公共物を管理する市財政管理課と協議が進められております。各課には転用許可後に所定の届出及び申請を行う予定となっております。現時点では特に問題がないことを担当者に確認済みです。

なお、転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超える案件ですので、本総会の議決をもって、県農業会議に諮問いたします。

その県農業会議において異議がない場合、会長の専決により許可が決定となることを、併せてお諮りさせていただきます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

佐藤議長

続いて、「議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案（売買）について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 7 ページを御覧ください。

議第 5 号 農用地利用集積等促進計画案（売買）について、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

資料のとおり、田、13 筆、21,404 m<sup>2</sup>の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県農林公社を介した所有権移転となります。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、県が許可、公告といった手順を経て、後に権利が移動されます。

県の公告予定日は、令和 8（2026）年 4 月 28 日です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へ計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

佐藤議長

続いて、「議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案（貸借）について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 8 ページから 17 ページを御覧ください。

議第 6 号 農用地利用集積等促進計画案（貸借）について、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

農地中間管理機構である新潟県農林公社を転貸した賃貸借権の設定となります。

設定期間、地目、面積の順に読み上げ、説明といたします。

5 年、田、16 筆、27,242 m<sup>2</sup>、10 年、田、101 筆、107,926.95 m<sup>2</sup>。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、許可、公告といった手順を経て、利用権開始の運びとなります。

県の公告予定日は、令和 8（2026）年 4 月 28 日です。

本件につきましては、本総会の承認をもって、市へ計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

佐藤議長

続いて、「議第 7 号 農用地利用集積等促進計画案（移転）について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

はい、事務局でございます。

それでは、議案書 18 ページ及び 20 ページを御覧ください。議第 7 号 農用地利用集積等促進計画案（移転）について、御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、市の農林水産課から農業委員会の意見を求められております。

資料のとおり、地目、田、21 筆、面積、22,970 m<sup>2</sup>の対象農用地について、農地中間管理機構である新潟県農林公社が転貸する耕作者の変更となります。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構である新潟県農林公社に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出、許可、公告といった手順を経て、耕作者が変更される運びとなります。

県の公告予定日は、令和 8（2026）年 4 月 28 日であり、翌日の 4 月 29 日から新しい耕作者に変更となります。

なお、本件につきましては、本総会の承認をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

佐藤議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

佐藤議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

佐藤議長

本日の議案については以上となります。

続きまして、事務局より事務連絡をお願いします。

伊比事務局長

（その他連絡事項）

佐藤議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午前10時44分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 佐藤 敏 \_\_\_\_\_

署名委員 内山 正和 \_\_\_\_\_

署名委員 金子 武彦 \_\_\_\_\_

## 出席状況（総会議席表）

（令和8年2月27日現在）

農業委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	春日知代	欠	11	月橋明日香	出
2	小柳直樹	出	12	前澤敏彦	出
3	安野檢一	出	13	水野美保	出
4	関矢光孝	出	14	金子武彦	出
5	佐藤敏	出	15	阿部淳一	出
6	内山正和	出	16	灰野善栄	出
7	石塚道宏	欠	17	巻口夏美	出
8	高橋啓子	出	18	笹川宏	出
9	山波剛	欠	19	平野松夫	出
10	駒野博実	出			
出席委員 16 人 欠席委員 3 人 計 19 人					

農地利用最適化推進委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	竹内美博	出	15	上杉英之	出
2	田中正和	出	16	望月鉄心	出
3	中澤直寛	出	17	武井義明	出
4	中村耕一郎	欠	18	飯塚透	出
5	小林勇	出	19	高橋公人	出
6	濁川武良	出	20	星野邦夫	出
7	渡辺秀和	出	21	長井昭	出
8	池田直友	出	22	山田信雄	欠
9	堀正則	出	23	澁江嘉輝	出
10	末崎正男	出	24	大橋昭作	出
11	阿部茂晴	出	25	中村茂幸	出
12	萩野勝茂	出	26	月岡学	欠
13	石黒芳和	欠	27	徳永逸雄	出
14	長谷川久雄	出			
出席委員 23 人 欠席委員 4 人 計 27 人					

## 農業委員会事務局職員

事務局長 伊比 孝、係長 大橋 大、主任 和田 一美、主事 吉田 文香